

東日本大震災被災児童への支援について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

現状

	岩手県	宮城県	福島県	計
孤児（両親がいない子ども）（H24.9.1）	94人	126人	21人	241人
うち 児童養護施設への入所	4人（※1）	1人	0	5人
うち 親族による里親への委託（H24.10.22）	59人	84人	12人	168人（※2）
うち 未成年後見人が選任されている者（H25.3.1）	74人	86人	18人	178人
遺児（一人親家庭の子ども）（H25.3.1）（※3）	487人	857人	139人	1,483人

※1 うち2人は震災前から入所

※2 うち13人は他の県で委託

これまでの主な対応

1. 要保護児童の把握と相談

- 被災地自治体からの要請を受け、被災地以外の自治体の児童福祉司・児童心理司等の派遣を調整（終了）
- 児童相談所、市町村、学校、保育所等を通じて、孤児・遺児等の状況を把握
- 児童相談所職員が避難所等を巡回し、児童の状況の確認や、面談、親族等との話し合い

2. 要保護児童の受け入れ

- 児童相談所は、子どもの状況に応じ、できる限り親族による受け入れを調整（その際、親族による里親も活用）
- 親族による受け入れがなされない児童は、養育里親、児童養護施設などへの委託を調整
- 未成年後見人の選任の助言

3. 子どもの遊び場の確保

- 福島県で子どもの遊び場の確保（屋内活動の支援）などを実施（安心こども基金）

4. 子どもの心のケア

- 心のケアに関する手引きを作成し、自治体、児童相談所、児童福祉施設等へ配布
- 保健福祉の専門職種がスクール・カウンセラー等と連携を図りながら、児童や保護者への相談・援助を実施（安心こども基金）
- 平成23年10月、厚労省の要請により、（社福）恩賜財団母子愛育会が「東日本大震災中央子ども支援センター」を設置。また、同センターの下に、関係団体が協働して支援活動を行うための協議会を設立
→ 被災地からの要請を受け、専門家の派遣、研修や相談の実施を通じ、関係機関や保育所等の職員を支援

5. 保育所等での給食検査

- 全都道府県での給食用食材の放射性物質の検査機器の整備や給食1食全体についてのモニタリング費用（事後検査）に対する補助（安心こども基金）

※ 安心こども基金は、平成24年度補正予算により、積み増し・延長を行い、基金による事業は平成25年度も引き続き実施している。